

電子証券取引に関するリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

本チェックリストにおいて電子証券取引とは、顧客が、電子機器（コンピュータ、携帯情報端末等）によりインターネット又は他の商用オープンネットワークを利用して行う有価証券の売買その他の取引を行なうものをいう。

検査官は、「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」及び「システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」と本チェックリストにより、電子証券取引の管理態勢の確認検査を行うものとする。なお、通常取引と同様な項目については各「チェックリスト」「マニュアル」を活用する必要がある。

本チェックリストは、証券会社及び外国証券会社に係る検査並びに登録金融機関の行う証券業務に係る検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、証券会社、外国証券会社及び登録金融機関を総称して「証券会社」ということとする。また、引用法令条文等は、原則として証券取引法のみを記載することとし、外国証券業者に関する法律等による準用規定は省略することとする。

【本チェックリストにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が証券会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各証券会社においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、証券会社の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルは、検査官が、財務規制違反を検査により把握した場合に、その背景・原因となる態勢上の問題を指摘することにより、監督部局による的確な監督上の措置の発動に資すること、検査により、リスク管理態勢に問題があると認められ、それが、法令違反に通じるおそれがあるなど、取引の公正の確保、投資者の保護等の観点から重大な問題があると認められる場合には、態勢上の問題を検査により指摘することにより、監督部局による態勢の改善に向けた指導・監督に資すること、及びリスク管理態勢を検査により確認することにより、法令等・財務規制遵守上問題のある分野を察知し、検査を行う際の重点の置き方に資することを目的としている。

本検査マニュアルの各チェック項目は、以上の目的から検査官が証券会社のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を証券会社に法的に義務付けるものではない。また、検査官が各項目を悉皆的に検証することを目的としたわけではなく、検査官は、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分に踏まえ、財務規制遵守その他投資者の保護等の観点から問題がある事項について指摘する必要がある。

よって、本検査マニュアルの適用に当たっては、特に電子証券取引の発展を阻害することのないよう証券会社の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保並びに投資者の保護等の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるものであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に被検査証券会社と十分な意見交換を行う必要がある。

また、システムリスクと重複する部分も多いことから、検査の際には検査の効率的な実行のためにも、システムリスクと併せて検査を実施することが望ましい。

なお、電子証券取引とは限らないが、P T S業務を行っている証券会社については末尾に掲載したチェックリストにより確認検査を行うものとする。

【注】

チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての証券会社についてのチェック項目であるが、字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものであると認められるものであれば、不適切とするものではない。したがって、検査官は、各チェック項目を確認の上、その実効性を十分に検証する必要がある項目である。

チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、証券会社に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。

「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められているが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。

「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録を整備すること等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、又は、監査役が常務会等に参加する等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。

「監査役会」については、その設置を要しない証券会社にあつては「監査役」とする。また、「監査役会等」とは、監査役会及び監査役をいう。

| 項目 | リスク管理態勢のチェック項目 | リスク管理態勢のチェック項目に係る説明 | 備考 |
|---|----------------------|---|---|
| ・リスク管理に対する認識等 1．取締役の認識及び取締役会の役割 | (1) 取締役のリスク管理の理解及び認識 | (1) 取締役は、非対面による販売・勧誘時の説明・情報提供やトラブル対応、第三者の関与等の問題が、電子証券取引において特に顕在化する可能性があるなど、電子証券取引のリスクの所在を理解し、当該リスク管理の重要性を認識しているか。特に担当取締役は深い理解と認識を有しているか。 | (注)「取締役会」、「取締役会等」には外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関を含むものとする。 |
| | (2) リスク管理の方針の確立 | (2) 取締役会は、リスク管理の方針を明確に定めているか。加えて取締役会において、リスク管理の方針が組織内で周知されるよう、適切な方策を講じているか。 | |
| | (3) リスク管理のための組織の整備 | (3) 取締役会は、電子金融取引において特に顕在化する可能性のあるリスクの管理部門を整備しているか。また、組織体制については必要に応じ随時見直し、戦略目標の変更やリスク管理手法の発達にあわせて改善を図っているか。 | |
| 2．管理者の認識及び役割 | (1) 管理者のリスク管理の理解及び認識 | (1) 管理者は、例えば、電子証券取引の関連業務を外部委託した場合、委託先の責任によるシステムダウン等により顧客サービスに支障が生じた場合においても、当該サービスについて委託者としての責任を免れ得ない可能性があるなどリスクの所在等を理解した上で、リスク管理の重要性を認識し、かつ、各部門の担当者に当該内容を理解・認識させるよう、適切な方策を講じているか。 | |
| | (2) リスク管理のための規定の整備 | (2) 管理者は、リスク管理の方針に沿ったリスク管理等の手法を構築し、適切なリスク管理のための規定を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。 (参考)「インターネット取引において留意すべき事項について(ガイドライン)」 (日本証券業協会) | |
| | (3) リスク管理のための組織の整備 | (3) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規定に沿って、適切なリスク管理を行うための組織を整備しているか。 | |
| ・適切なリスク管理態勢の確立 1．システムリスク管理体制及び、情報の管理 | (1) セキュリティーの確保 | (1) 外部委託先を含めセキュリティーは十分なレベルを確保しているか。その際、ハッカーやコンピュータウイルス等外部からの侵入対策に加え職員等による不正利用等内部からの侵入も考慮しているか。 (参考)「インターネット取引において留意すべき事項について(ガイドライン)」 (日本証券業協会) | |
| | (2) 本人確認 | (2) 非対面取引であることに鑑み、マネーロンダリング防止や不正利用防止の観点から顧客の本人確認を行っているか。 | |
| | (3) 顧客情報の管理 | (3) 顧客の取引に関する情報(顧客の投資パターン分析等の情報や、顧客の推測投資総額等取引に際しての顧客の注文内容等の一次的情報に限らず加工された二次的な情報を含む。)の管理は十分にされているか。 | |
| | (4) 顧客自身による使用状況の確認機能 | (4) 利用者を不正使用から守るため、利用者自身が使用状態を確認する機能を設けることが望ましい。 | |
| | (5) 記録の保存 | (5) 電子証券取引が非対面取引ということに鑑み、顧客との取引履歴等について改竄・削除等されることなく、内容の重要性等必要に応じ一定期間保存することが望ましい。 | |

| 項目 | リスク管理態勢のチェック項目 | リスク管理態勢のチェック項目に係る説明 | 備考 |
|-------------------------|---|--|----|
| 2. 情報提供 | (1) ディスクロージャー (2) 販売・勧誘時の説明・情報提供等 | (1) 自社の業務の状況等(例えば、会社の概況及び組織に関する事項、財産の状況等)をホームページに掲載することが望ましい。 (2) 顧客の契約判断の適正を確保する観点から、画面上に問合せ窓口(メールアドレス)及びその他の連絡方法を明示するとともに、提供した情報の内容について、顧客に質問をする機会を与えているか。 リンクによって生じうるサービス提供主体についての誤認を防止するための対策を講じているか。 取引に関する情報提供に止まらず、他の取引形態とは異なるリスクが存在することに於いて利用者の注意喚起を図るとともに、トラブルの発生をできる限り回避する観点から、システムダウンが生じた場合の責任分担のあり方(証券会社の免責事項を含む)を定め、取引開始に先立ち、利用者に対して明確な情報提供を行っているか。 システムのダウン又は不具合に備え、インターネット以外の媒体による連絡方法を利用者へ周知しているか。その場合、取引が行われている画面に表示されていることが望ましい。 顧客からの苦情・相談を受付ける体制を構築しているか。 | |
| . 緊急事態への対応策 | 緊急事態対応態勢 | システム障害等に対する体制及び対策が顧客対応を含め適切に整備され、コンティンジェンシープランが作成されているか。 (参考) 「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準」((財)金融情報システムセンター編) 「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン要綱」() 「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」() | |
| . 監査及び問題点の是正 1. 内部監査 | (1) 内部監査部門の体制整備 (2) 内部監査部門の監査の手法及び内容 | (1) 内部監査部門は、業務及びシステム関係に精通した要員を確保しているか。 (2) 監査対象は、電子証券取引業務全体を監査対象としているか。内部監査の対象とできない外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等における管理状況等を監査対象としているか。 内部監査等により発見された問題点については、必要に応じ、速やかに原因を究明し、対処できる体制となっているか。 | |
| 2. 外部監査 | 外部監査等の活用 | 外部委託業務を含め、定期的に外部監査人等の評価を受けていることが望ましい。 | |

P T S 業 務 に つ い て

P T S 業 務 に つ い て は 以 下 の チェックリストにより確認検査を行うものとする。

| | | | |
|---------------------------------|-------------------------|---|--|
| P T S (私 設 取 引 シ ス テ ム) | (1) 内部管理体制 | (1) 私設取引システム(以下「P T S」という。)業務に係る内部管理の体制について、次の事項が整備されているか。 P T S 業 務 を 管 理 す る 責 任 者 が 証 券 業 務 の 経 験 を 原 則 と し て 5 年 以 上 有 す る 者 であり、当該業務を行う部署が業務の遂行に必要な組織及び人員配置となっているか。 P T S 業 務 に 於 い て 顧 客 の 本 人 確 認 を 行 う 方 法 が 確 立 し て い る か。 P T S 業 務 に お い て イ ン サ イ ダ ー 取 引 等 の 取 引 の 公 正 を 害 す る 売 買 等 を 排 除 す る 方 法 及 び 体 制 が 確 立 し て い る か。 P T S 業 務 に 関 し、証券取引法等の法令及び諸規則に則した社内規定が整備されているか。 | |
| | (2) 顧客への説明義務等 | (2) P T S 業 務 に か か る 顧 客 へ の 説 明 に あ た り、次の事項について、事前に十分な説明を行うことのできる体制が整備されているか。 売買価格の決定方法 注文から約定及び決済に至るまでの取引ルール 決済不履行の場合の取扱い 提示された価格による約定可能性 | |
| | (3) システムの容量等の安全性・確実性の確保 | (3) P T S 業 務 に か か る シ ス テ ム の 容 量 等 の 安 全 性 ・ 確 実 性 の 確 保 に つ い て、次の事項が整備されているか。 将来の注文、約定等の件数を合理的に見込み、それに見合ったシステムの容量を確保しているか。 上記の見込みに基づいて、十分なテストを実施しているか。 システムの容量の超過や障害等について、その発生を防止し、かつ、早期に発見するための監視手法及びその体制が確立されているか。 システムの異常発生時における対処方法(顧客への説明・連絡方法等)及びその体制が確立されているか。 システムが二重化(バック・アップ)されているか。 上記事項について第三者(外部機関)の評価を受け、システム容量等の安全性・確実性が確認されているか。 | |
| | (4) 取引情報の機密保持のための予防措置 | (4) P T S 業 務 に か か る 顧 客 の 取 引 情 報 の 機 密 の 保 持 に つ い て、次の事項を含む十分な方策が講じられているか。 P T S 業 務 部 門 と そ の 他 の 部 門 で、業務に従事するものを明確に区別しているか。 P T S 業 務 に 従 事 す る 者 が そ の 他 の 業 務 に 関 す る 情 報 を 利 用 し て 当 該 業 務 を 行 い、又はその他の業務に従事する者が当該業務に関する情報を利用してその他の業務を行うことが禁止されているか。 顧客の取引情報について、外部に漏洩しない措置が的確に講じられているか。 上記方策について社内規則が整備されているか。 | |